

さえき社労士事務所便

平成21年10月号

ご連絡先：熊本市新屋敷 3-12-16
電話/FAX 096 - 363-2017
e-mail: saeki.sr@san.bbiq.jp
労務相談メール受付中



出産育児一時金が

38万円から42万円に増額

緊急の少子化対策として、出産育児一時金が見直されます。平成21年10月1日から23年3月までの間に出産される方に対して、出産育児一時金の支給額と支給方法が次のように変わります。

◆支給額と支給方法

支給額は、38万円→42万円へ（産科医療補償制度に加入する病院の場合で、未加入の医療機関の場合は39万円）

支給方法は、従来の申請方法（立替え払いした後での事後申請）と直接支払制度（加入先の政府管掌や健保組合から直接病院に支払われる）の2通りから選択することとなります。

直接払い制度を選択すると、分娩費用を事前に用意しなくても良くなります。

ただし、分娩費用が42万を超える場合は、超えた分は自己負担となります。

直接払い制度を利用されたい場合は、病院との合意書を取りつけ、出産前に社会保険事務所へ申請書を提出することとなります。

新型インフルエンザへの対策

新型インフルエンザの猛威はとどまることを知らず、熊本でも学校の休校が相次ぎ、これから寒くなるにつれて益々増え続けていきそうです。

◆企業としては何をすべきか？

企業の対応としては、感染した社員や感染の疑いのある社員にどのタイミングで「自宅待機命令」を出すのか、社員の家族の感染が発覚した場合はどうするのか、社員を自宅待機させた場合の「賃金」や「休業手当」はどうするのか…など、考えておかなければなりません。

例えば、

医師からの指導により労働者が休業する場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないため休業手当を支払う必要はありません。一方医師や保健所による指導を超えて休業させる場合は「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

家族が感染した場合は、濃厚接触者となり保健所の指導により休業させる場合は、休業手当を支払う必要はありませんが、使用者の自主的判断で休業させる場合になると「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。まずは、「就業禁止」や「休職」等の条文の見直しをお勧めします。